

寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）を施行するために必要な事項を定めることにより、適正かつ合理的な入札を施行することを目的とする。

(対象となる案件)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる案件は、第1号及び第2号に掲げる建設工事（以下「対象工事」という。）又は第3号に掲げる業務（以下「対象業務」という。）とする。

- (1) 発注価格（予定価格に消費税及び地方消費税を加えた額をいう。以下同じ。）が1,300,000円を超える550,000,000円未満の土木、建築、電気及び管並びに330,000,000円未満の舗装に係る建設工事
- (2) 発注価格が1,300,000円を超える建設工事（前号に規定するものを除く。）
- (3) 発注価格が500,000円を超える測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

2 前項の規定にかかわらず、緊急の施行を要する案件その他一般競争入札の手続により難いと認める案件については、制限付一般競争入札の対象としないことがある。

(入札参加資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止期間中でないこと。
- (3) 寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成15年4月1日制定）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成23年3月11日制定）に基づく入札参

加除外措置の期間中でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 対象工事にあっては次条各号に、対象業務にあっては第 5 条各号に定める基準に適合していること。

（対象工事の対象者の範囲）

第 4 条 対象工事（第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものに限る。以下この項において同じ。）に係る制限付一般競争入札の対象者（以下「対象者」という。）の範囲は、前条に規定する資格を有する者のうち、市内業者（寝屋川市の区域内にある本店において寝屋川市の入札参加資格の登録をしている者をいう。以下同じ。）及び準市内業者（寝屋川市の区域内にある支店、営業所等において寝屋川市の入札参加資格の登録をしている者をいう。以下同じ。）の中から次の各号に定める基準に基づき決定するものとする。ただし、応募業者が極端に少ない場合又はやむを得ない事情が発生した場合は、市内業者及び準市内業者以外の者から決定することがある。

- (1) 次のすべてに該当する者であること。
 - ア 寝屋川市の定める建設工事競争入札に係る参加資格の認定を受けていること。
 - イ 対象となる工事の業種に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が、対象となる工事ごとに定める基準値以上であること。
 - ウ 電子証明書（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書をいう。以下同じ。）を取得し、かつ、寝屋川市電子入札システム（以下「システム」という。）を利用するため必要な利用者の登録を行っていること。
 - エ 公共工事等の施工実績を有していること（予定価格が 7,500,000 円以上の工事に限る。）。
- (2) 寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱（昭和 57 年 4 月 1 日制定）別表に定める発注基準の区分に適合している者を対象者とする。

- (3) 予定価格 55,000,000 円以上の土木工事又は予定価格 80,000,000 円以上の建築工事については、建設業法第 3 条の特定建設業の許可を有しない者からの応募を受け付けないものとする。
- (4) 準市内業者の対象工事に係る応札参加の本数は、1 回の制限付一般競争入札につき、第 1 希望業種が 1 本、第 2 希望業種が 1 本の合計 2 本を限度とする。
- (5) 対象工事（寝屋川市上下水道局が発注した工事を含み、委託を受けて発注する他の地方公共団体に係る工事を除く。）による契約締結（指定対象工事の入札によるものを含む。）は、同一年度において次の表に定める本数を限度とする。

| | 第 1 希望・第 2 希望業種 |
|-------|-----------------|
| 市内業者 | 合計 4 本 |
| 準市内業者 | 合計 2 本 |

- (6) 前号の規定は、予定価格が 7,500,000 円未満の対象工事については、適用しない。

2 前項（第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号を除く。）の規定は、対象工事（第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものに限る。）に係る対象者の範囲について準用する。ただし、発注案件の内容に応じ、施工実績、契約締結の本数限度等に係る条件を変更するものとする。

（対象業務の対象者の範囲）

第 5 条 対象業務に係る制限付一般競争入札の対象者の範囲は、第 3 条に規定する資格を有する者のうち、寝屋川市の入札参加資格の登録をしているものから、次の各号に定める基準に基づき決定するものとする。

- (1) 次のすべてに該当する者のみを対象者とする。
- ア 寝屋川市の定める建設コンサルタント業務等に係る入札参加資格の認定を受けていること。
- イ 入札参加資格審査申請で認定された総合数値が基準値以上であること。
- ウ 電子証明書を取得し、かつ、システムを利用するため必要な利用者の

登録を行っていること。

エ 公共団体等の発注する業務の履行実績を有すること。ただし予定価格が3,000,000円未満の対象業務については、この限りでない。

(2) 予定価格3,000,000円未満の対象業務については、市内業者及び準市内業者を対象者とする。

(3) 入札時の属する年度の入札参加資格審査申請で認定された総合数値に応じ、それぞれ次表に定める基準により対象者とするものとする。

| 総合数値 | 発注価格 | 所在地要件 |
|-------|---------------------------|-------------------------|
| 230以上 | 500,000円超 | 市内業者、準市内業者及び市外業者 |
| 110以上 | 500,000円超 | 市内業者及び準市内業者 |
| 170以上 | 33,000,000円未満 | 市外業者 |
| 110以上 | 500,000円超 3,300,000円未満 | 市内業者及び準市内業者とし、必要に応じ市外業者 |

(4) 対象業務の内容から高度に専門的な技術を要する場合又は入札参加者が極端に少ないおそれがある場合は、前号の規定は適用しない

(入札参加者の募集)

第6条 前2条の規定により対象者の範囲を決定したときは、速やかに、当該案件の概要、対象者に関する事項その他市長が必要と認める事項を、寝屋川市ホームページの総務部契約課掲示板、寝屋川市入札・契約情報の発注案件情報、システムの発注案件概要等に掲示することにより、当該入札に参加させる者（以下「入札参加者」という。）を募集する。

(入札参加資格の審査の手続等)

第7条 制限付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望業者」という。）に対しては、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による公告で定めるところにより、システムを用いて、当該入札参加資格の確認の申請を行うよう求めるものとする。

2 前項の規定により入札参加資格の確認の申請があったときは、システムによりこれを審査し、その結果をシステムにより当該申請をした者に通知する。

3 対象工事に係る入札参加希望業者に対しては、設計図書の購入を求めるところ

もに工事費内訳書の提出を求めるものとする。

4 当該入札に係る落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、システムによる審査項目を証する書類の提出を求め、その入札参加資格について事後確認を行う。

5 前項に規定する確認等を行ったにもかかわらず、落札候補者の入札参加資格が確認できない場合は、必要と認める書類の提出を求め、これを審査する。

(1回の制限付一般競争入札における制限)

第8条 1回の制限付一般競争入札につき落札者となることができる案件は1業種につき1本とし、落札者となった者は同一の回の制限付一般競争入札の同一の業種に係る入札に参加することができない。この場合において、落札者となった者が落札した入札の開札前に同一の回の他の制限付一般競争入札の同一の業種に係る入札（以下「他の入札」という。）に参加していた場合は、他の入札について辞退したものとみなす。

(委任等)

第9条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(寝屋川市業務希望型指名競争入札（電子入札）施行要綱及び寝屋川市公募型指名競争入札（電子入札）施行要綱の廃止)

2 寝屋川市業務希望型指名競争入札（電子入札）施行要綱（平成19年4月1日制定）及び寝屋川市公募型指名競争入札（電子入札）施行要綱（平成20年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前における寝屋川市が行う発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第2条第1項、第4条第6号及び第5条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行う発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第4条第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に発注する工事に係る制限付一般競争入札の対象者の範囲について適用し、同日前に発注する工事に係る制限付一般競争入札の対象者の範囲については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱別表、寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第2条第1項及び第5条並びに寝屋川市低入札価格及び最低制限価格に関する要綱第3条第1項及び第4条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行う発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の寝屋川市暴力団等排除措置要綱の規定による入札参加除外措置は、この要綱による改正後の寝屋川市暴力団排除措置要綱の規定による入札参加除外措置とみなす。

(寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱の一部改正)

3 寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱別表及び寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第 8 条の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第 4 条第 1 項第 4 号の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第 2 条第 1 項第 1 号の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用

し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱（以下「新要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日以後に市内業者又は準市内業者として新規に入札参加資格の登録をした業者について適用し、同日前に当該登録をした業者については、なお従前の例による。ただし、平成 30 年度に限り、新要綱第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市内業者又は準市内業者として新規に入札参加資格の登録をした業者（前年度において入札参加資格の登録をしていない業者をいう。）からは、当該登録の日から 1 年を経過した後でなければ応募を受け付けないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第 2 条第 1 項第 1 号及び第 5 条第 3 号の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第5条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第4条第3号の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第4条第1号及び第6号の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。